

全国林業労働力確保支援センター協議会定款

(平成8年11月29日 制定)

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、全国林業労働力確保支援センター協議会と称する。

(事 務 所)

第2条 この協議会は、事務所を東京都千代田区内神田1丁目1番12号におく。

(目 的)

第3条 林業労働力確保支援センター相互の連携協力を通じて、林業労働力の確保を促進し、もって林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するための、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整
- (2) 雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化に関する企画、調査、相談、啓発、普及、宣伝及び情報の収集交換
- (3) 林業労働力の確保に顕著な功績をあげた者の表彰
- (4) 諸官庁その他に対する建議、請願、陳情
- (5) 図書その他印刷物等の作成配布
- (6) その他必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第5条 つぎの各号に掲げるものはこの協議会の会員になることができる。

- (1) 林業労働力確保支援センター
- (2) 林業労働力確保支援センターの行う業務に密接な関係を有する林業団体の全国組織
- (3) 地方公共団体及びこの協議会の目的に賛同する前号に掲げる団体以外の団体

2 前項第1号及び第2号に規定する会員は正会員、同第3号に規定する会員は賛助会員とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、協議会に入会申込書を提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、1カ月前に協議会に届け出るとともに所定の義務を完了しなければならない。

第3章 役員及び職員等

(役員及び選任)

第9条 この協議会に、次に掲げる役員をおく。

(1) 理事 15人以内(ただし、会長、副会長、常任理事1人を含むものとする。)

(2) 監事 3人以内

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事のうち、5分の3以上は正会員の中から選任するものとする。

4 会長及び副会長は、理事の互選による。

5 常任理事は、理事の中から会長が指名する。

(役員の職務)

第10条 会長は、この協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、協議会の事務を処理し、会長及び副会長に事故あるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 監事は、この協議会の財産及び業務執行の状況を監査する。

(任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

(参与)

第12条 この協議会に、参与をおくことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局は、事務局長1人、事務職員若干名をもって構成する。

第4章 会議

(総会)

第14条 この協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は総会の議決又は承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 会費の賦課、徴収の方法及び徴収の時期
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他理事会が必要と認めた事項

(総会の招集)

第16条 会長は、毎年1回、通常総会を招集する。

2 会長は次に掲げる場合に臨時総会を招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員がその3分の1以上の同意を得て会議の目的及び事由を記載した書面をもって総会の招集を請求したとき

3 監事は、財産の状況又は業務の執行について、総会に報告する必要を認めるとき臨時総会を招集しなければならない。

(総会の招集通知)

第17条 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、総会において出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第19条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(定足数)

第20条 総会は、正会員の3分の2以上の出席がなければその議事を開き議決することができない。

(議決)

第21条 総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更及び解散の議事は出

席した正会員の3分の2以上の同意をもって決する。

(書面等による議決)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(賛助会員の発言権)

第23条 賛助会員は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した正会員(書面及び代理人によって議決権を行使したものを含む。)及び賛助会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2人が署名しなければならない。

(理事会)

第25条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき又は理事の過半数の請求があったとき、会長が招集する。

2 総会の招集及び総会に付議すべき事項その他協議会の事業の運営に関する重要事項は、理事会において決する。

3 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、理事会の議長となる。

5 理事会の議事録については、前条を準用する。

(委員会等)

第26条 会長は、協議会の事業の運営につき必要と認めるときは、委員会等を設置することができる。

2 委員会等の設置に必要な事項は、その都度会長が定める。

第 5 章 会 計

(会 計 年 度)

第 2 7 条 この協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(収 入)

第 2 8 条 協議会の収入は、次のとおりとする。

(1) 会 費

(2) 寄 付 金

(3) その他の収入

(経 費 の 支 弁)

第 2 9 条 協議会の事業遂行に要する費用は、前条の収入をもって支弁する。

(予 算 の 執 行)

第 3 0 条 協議会の予算の執行は、会長が総会の定めるところによりこれに当る。

(剰 余 金 の 処 分)

第 3 1 条 会計年度末に剰余金を生じたときは、総会の議決により、翌年度に繰り越して使用することができる。

第 6 章 雑 則

(施 行 細 則)

第 3 2 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議を経て会長がこれを定める。

附 則

第 1 条 この定款は、平成 8 年 1 1 月 2 9 日から適用する。

第 2 条 設立総会において選任された役員及びその補欠として選任された役員の任期は、第 1 1 条の規程にかかわらず平成 1 0 年度の通常総会の日までとする。

第 3 条 平成 8 年度は、第 2 7 条の規定にかかわらず設立の日から平成 9 年 3 月 3 1 日までとする。